

# 星薬科大学大学院学則

昭和44年4月1日  
制 定

|    |            |            |
|----|------------|------------|
| 改正 | 昭和49年4月1日  | 昭和50年4月1日  |
|    | 昭和53年4月1日  | 昭和55年4月1日  |
|    | 昭和57年4月1日  | 昭和58年4月1日  |
|    | 昭和59年4月1日  | 昭和60年4月1日  |
|    | 昭和61年4月1日  | 昭和62年4月1日  |
|    | 平成2年4月1日   | 平成3年4月1日   |
|    | 平成4年3月1日   | 平成5年4月1日   |
|    | 平成5年12月1日  | 平成7年4月1日   |
|    | 平成9年4月1日   | 平成11年4月1日  |
|    | 平成12年4月1日  | 平成13年2月27日 |
|    | 平成16年4月1日  | 平成17年4月1日  |
|    | 平成18年4月1日  | 平成21年4月1日  |
|    | 平成22年4月1日  | 平成24年4月1日  |
|    | 平成24年7月24日 | 平成25年4月1日  |
|    | 平成26年4月1日  | 平成26年10月8日 |
|    | 平成27年7月8日  | 平成28年4月1日  |
|    | 平成29年4月1日  | 平成29年5月30日 |
|    | 平成30年2月20日 | 平成31年4月1日  |
|    | 2019年6月25日 | 2022年4月1日  |
|    | 2023年4月1日  | 2024年4月1日  |
|    | 2025年4月1日  | 2026年4月1日  |

## 第1章 総 則

(設 置)

第1条 星薬科大学に大学院（以下「本大学院」という。）をおく。

(目 的)

第2条 本大学院は、薬学の学術理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 本大学院は、その教育研究の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

3 本大学院は、教授法や授業運営などの改善を図るための組織的な研究及び研修

を行うものとする。

4 前項の実施体制及び方法に関する事項は別に定める。

(組 織)

第 4 条 本大学院に薬学研究科（以下「研究科」という。）をおき、薬学専攻及び総合薬科学専攻をおく。

(課程及び修業年限)

第 5 条 本研究科に博士課程をおく。

2 薬学専攻は、修業年限4年とする。

3 総合薬科学専攻の博士課程は、修業年限5年とし、前期2年及び後期3年に区分する。前期2年の課程は修士課程とする。

(研究科及び専攻の目的)

第 6 条 薬学研究科は、薬学の知識を活かして社会で活躍しうる人材の養成を目的とし、高度な専門的知識・技能の獲得を教育研究上の目的とする。

2 薬学専攻は、臨床薬学分野における専門薬剤師及び基礎薬学分野における研究者の育成を人材養成の主な目的とし、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを教育研究上の目的とする。

3 総合薬科学専攻は、創造性豊かな研究者の育成を人材養成の主な目的とし、修士課程においては、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業に必要な能力及びその基礎となる精深な学識を養うことを、博士課程においては、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを教育研究上の目的とする。

(入学定員及び収容定員)

第 7 条 本研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 専 攻     | 課 程      | 入学定員 | 収容定員 |
|---------|----------|------|------|
| 薬学専攻    | 博士課程     | 5名   | 20名  |
| 総合薬科学専攻 | 修士課程     | 16名  | 32名  |
| 総合薬科学専攻 | 博士課程（後期） | 5名   | 15名  |

(在学期間)

第 8 条 薬学専攻の博士課程にあつては、原則として8年を超えて在学することはできない。

2 総合薬科学専攻の修士課程にあつては原則として4年、博士課程（後期）にあつては原則として6年を超えて在学することはできない。

3 前1, 2項の期間には、休学の期間は算入しない。

## 第 2 章 学科課程

(授業科目及び単位数)

第 9 条 本研究科に設ける授業科目及びその履修単位数を別表1のように定める。

第 10 条 学生は、あらかじめ指導教員を選び、受講すべき授業科目及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）を受けなければならない。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、他の大学院、研究所又は病院等とあらかじめ協議の上、学生が当該他の大学院、研究所又は病院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 3 本大学院においては夜間その他の特定の時間又は時期において教育を行うことができる。

第 11 条 総合薬科学専攻修士課程の修了の要件は、研究科に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 薬学専攻博士課程の修了の要件は、研究科に 4 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と研究科委員会において認めた場合には、3 年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 総合薬科学専攻博士課程（後期）の修了要件は、研究科に 5 年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む）以上在学し、46 単位（第 1 項修士課程の修了要件に規定する 30 単位以上を含む）以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と研究科委員会において認めた場合には、4 年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

- 4 第 14 条第 2 項の(4)の規定により、総合薬科学専攻博士課程（後期）への入学資格に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が入学した場合の博士課程の修了の要件は、研究科に 3 年以上在学し、16 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

第 12 条 本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について、修得した単位を、本大学院において履修したものとして、10 単位を超えない範囲で認定することができる。

- 2 本大学院の科目等履修生であつた者が本大学院に入学した場合は、本大学院で履修したものとして、10 単位を超えない範囲で認定することができる。
- 3 本大学院の学生が、本学と学術交流協定のある大学の大学院等（外国の大学等を含む）において修得した単位を、本大学院で履修したものとして、10 単位を超えない範囲で認定することができる。

### 第 3 章 入学、休学、退学 (入学資格)

第 13 条 総合薬科学専攻の修士課程に入学できる者は次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 68 条の 2 第 3 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に 3 年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (6) その他、本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第 14 条 薬学専攻の博士課程に入学できる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学（6 年制の薬学、医学、歯学又は獣医学の学部）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 18 年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他、本研究科において、個別の入学資格審査により、大学における修業年限 6 年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者

2 総合薬科学専攻博士課程（後期）に入学できる者は、次のとおりとする。

- (1) 理科系大学大学院において修士の学位を得た者
- (2) 外国において前号の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他、本研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（入学期）

第 15 条 入学の時期は、毎学期の初めとする。ただし、満期退学者の再入学の時期については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

（入学出願手続）

第 16 条 入学志願者は、指定の期日までに所定の書類に、入学検定料を添えて願い出なければならない。所定書類は次のとおりとする。

- (1) 入学願書（写真を貼付）
- (2) 成績証明書

第 17 条 課程を修めるために必要な学力、人物及び健康状態についての選考の結果、合格した者は、所定の期日までに次の手続をしなければならない。

- (1) 入学金、授業料（前期分）及びその他の納付金を納入すること。
- (2) 第 13 条あるいは第 14 条で定めた入学資格を示す証明書、身上調査書・保証人連署の誓約書及び写真を提出すること。

第 18 条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第 19 条 保証人を変更し、又は姓名、住所その他の異動があったときは、ただちにその旨を届け出なければならない。

（休学、退学）

第 20 条 病気その他の事由により、2 ヶ月以上修学を中止しようとするときは、その理由

- を詳記し、願い出てその許可を得て休学することができる。
- 2 前項の学生が復学しようとするときは、その理由を詳記し、願い出てその許可を得なければならない。
- 3 休学の期間は通算して3年を超えることができない。
- 第21条 病気その他の事由により、退学しようとするものは、その理由を詳記し、指導教員の承認を経て、学長に願い出なければならない。
- 2 前項により退学した者が3年以内に再入学を願い出たときは、学年の初めに限り、学長は、研究科委員会の議を経て、これを許可することがある。
- 第22条 総合薬科学専攻博士課程（後期）に3年以上（薬学専攻博士課程においては4年以上。）在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのみで退学を申し出た者は満期退学とする。
- 2 満期退学を希望する者は、所定の期日までに論文指導教員の承認を経て、学長に届け出なければならない。
- 3 満期退学した者が、学位論文の作成を目的として論文計画書を付して再入学を願い出たときは、退学後3年以内に限り、学長は、研究科委員会の議を経て、許可することがある。
- 4 再入学後の在学年限は、退学前の在学年数を通算して本学則第8条に規定する在学期間を超えることができない。
- 第23条 第8条に定める在学期間中に修業の見込みがないと認めたときは、大学院研究科委員会の議を経て退学を命ずる。

#### 第4章 教員組織と運営機構

##### （教員組織）

- 第24条 大学院の教授と研究指導は、本研究科に属する教員が担当する。ただし、研究指導は、別に定める基準に適合した教員が担当する。

##### （運営機構）

- 第25条 本研究科に研究科委員会をおき、担当教員をもって組織する。本委員会の委員長は、学長がこれに当る。学長に事故あるときは、副学長が置かれている場合を除き、学長の指名する教授がその職務を代行する。
- 第26条 研究科委員会は、委員長が招集しその議長となる。
- 第27条 本委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の3分の2以上の要求があったときにこれを開く。委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 第28条 本研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、休学、進学、退学に関すること。
  - (2) 試験に関すること。
  - (3) 修士、博士の学位の授与に関すること。
  - (4) 学科課程に関すること。
  - (5) 学科目担当者に関すること。

(6) 学生の指導及び賞罰に関すること。

(7) その他大学院に関する重要事項

第 29 条 本研究科に事務主任及び事務係員若干名をおく。

第 5 章 試験，課程修了，学位  
(試 験)

第 30 条 学生は，授業科目について単位を修得しようとするとき，その授業科目についての試験に合格しなければならない。

2 試験は，授業の完了した科目について学期末又は学年末に行う。ただし，担当教員は，実習並びに特に本研究科委員会の承認を得た授業科目については，平常の成績又は報告をもって試験に代えることができる。

3 試験を受けようとする者は，指定の期間内に所定の様式により届出なければならない。ただし，授業実施時間の 3 分の 2 以上出席しないときに試験を受けられないことがある。

4 学長が特に必要と認めた場合は，本研究科委員会の議を経て，追試験を行うことができる。

第 31 条 試験の成績は秀・優・良・可・不可とし，秀・優・良・可を合格とする。

2 不合格となった者は，別に定める規定により再試験を受けることができる。

第 32 条 学位論文は，専攻した専門分野における深い学識と研究能力を証示するに足るものをもって合格とし，かつ公開するものとする。

(課程修了)

第 33 条 学位論文の審査は，委員長が本研究科委員会の議を経て定めた審査委員会で行う。

2 学位論文審査の合否決定は，審査委員会の報告に基づき本委員会の議を経て学長が行う。

3 修士論文の審査委員会は，その論文内容に関連した授業科目を担当する教員から選ばれた主査 1 名，副査 1 名以上で構成される。

4 博士論文の審査委員会は，その論文内容に関連した授業科目を担当する教員から選ばれた主査 1 名，副査 2 名以上で構成される。

第 34 条 最終試験は，本研究科委員会において行う。

第 35 条 最終試験は，学位論文を中心として，これに関連する授業科目について筆答又は口頭により行う。

(学 位)

第 36 条 第 11 条第 1 項から第 4 項により課程を修了し，学位論文の審査並びに最終試験に合格した者には，本研究科委員会の議を経て，次の区分に従い学位を授与する。

| 専 攻     | 課 程      | 学 位     |
|---------|----------|---------|
| 薬学専攻    | 博士課程     | 博士（薬学）  |
| 総合薬科学専攻 | 修士課程     | 修士（薬科学） |
|         | 博士課程（後期） | 博士（薬科学） |

## 第 6 章 学 費

(入学金, 授業料, その他の納付金)

第 37 条 本大学院の学費等は, 次のとおりとする。

(1) 入学検定料 20,000 円

(2) 入学金 (入学手続時納入) 100,000 円[ただし, 本学出身者は免除]

(3) 授業料(年額) 800,000 円

2 授業料は年 2 回の分納を認める。納期は別に定める。

3 論文審査料, その他手数料等は別に定める。

4 社会人学生が, 入学前に科目等履修生として修得した単位分の受講料相当額は初年度の授業料から減額する。

5 再入学者の授業料は, 別に定める。

第 38 条 すでに納めた学費は, 原則として返還しない。

第 39 条 休学を許可された者は, 休学期間中の授業料の免除を受け, 別に定める在籍料を納めることとする。

2 学期の途中で退学を命ぜられた者も, その学期の授業料を納めなければならない。

第 40 条 授業料を指定の期日内に納めないときは, 登学を停止することがある。

2 授業料納入の催告を受けてから, 30 日以内に納めないときは除籍する。

## 第 7 章 学年, 学期, 休日

(学年, 学期)

第 41 条 本研究科の学年は 4 月 1 日に始まり, 翌年 3 月 31 日に終わる。

第 42 条 学期は次の 2 期に分ける。

春 学 期 4 月 1 日より 9 月 30 日まで

秋 学 期 10 月 1 日より 3 月 31 日まで

(休 日)

第 43 条 授業を行わない日を次のように定める。

日 曜 日

国民の祝日に関する法律に規定する日

本学創立記念日 (5 月 18 日)

春 期 休 業 (3 月 25 日より 4 月 10 日まで)

夏 期 休 業 (7 月 20 日より 9 月 10 日まで)

冬 期 休 業 (12 月 25 日より 1 月 7 日まで)

2 必要に応じ学長は, 授業を行わない日を変更することがある。

## 第 8 章 科目等履修生

第 44 条 本大学院の授業科目の一部について, 本大学院の学生以外の者で 1 又は複数の授業科目の履修を志望する者に対しては, 正規の学生の修学に支障のない限り, 選考の上, 科目等履修生として修学を許可することができる。

2 前項に定める科目等履修生に対し, 第 30 条, 第 31 条の規定に基づき単位を与

えることができる。

3 科目等履修生の入学資格は、修業年限 4 年以上の大学を卒業した者、又は本研究科委員会において同等以上の学力があると認めた者とする。

4 科目等履修生で願い出る者には、学長は、研究科委員会の議を経て科目等履修期間証明書を交付することができる。

5 科目等履修生の履修料は履修科目 1 単位につき 20,000 円とする。

第 45 条 科目等履修生は、特に規定するもののほかは、すべて本学則を準用する。ただし、第 15 条、第 34 条及び第 35 条はこれを適用しない。

## 第 9 章 大学院専攻生

第 46 条 特定の大学院演習科目について参加を願い出る者があれば、正規の学生の修学に支障がない限り、選考の上、大学院専攻生としてこれを許可することがある。

2 大学院専攻生の入学資格は、修業年限 4 年以上の大学を卒業した者、又は本研究科委員会において同等以上の学力があると認めた者とする。

3 大学院専攻生が大学院学生となったときは、その演習科目を大学院の履修単位とは認めない。

4 大学院専攻生で願い出る者には、その在籍期間証明書を交付する。

5 大学院専攻生料並びにその納入方法は別にこれを定める。

第 47 条 大学院専攻生は、特に規定するもののほかは、すべて本学則を準用する。ただし、第 15 条、第 30 条、第 31 条、第 34 条及び第 35 条はこれを適用しない。

## 第 10 章 大学院研修生

第 48 条 特殊の事項について本学教授の研究指導を受けようとするものは、正規の学生の研究及び修学に支障がない限り、選考の上、大学院研修生としてこれを許可することがある。

第 49 条 大学院研修生の入学資格は、修業年限 4 年以上の大学を卒業した者、又は本研究科委員会において同等以上の学力があると認めた者とする。

第 50 条 大学院研修生で願い出る者には、その在籍期間証明書を交付する。

2 大学院研修生の研修費は、年額 100,000 円とする。ただし、実験、実習に要する実費が一定基準より高額になる場合は、研修生がこれを負担するものとする。

第 51 条 大学院研修生は、特に規定するもののほかは、すべて本学則を準用する。ただし、第 15 条、第 30 条、第 31 条、第 34 条及び第 35 条はこれを適用しない。

## 第 11 章 大学院委託生

第 52 条 他の大学の大学院学生が、本学の大学院において研究指導を受けようとするときは、当該学生の所属する大学院又はその研究科等との協議に基づき、大学院委託生としてこれを許可することがある。

第 53 条 大学院委託生の授業料は、原則として徴収しない。



第 54 条 大学院委託生は、特に規定するもののほかは、すべて本学則を準用する。ただし、第 15 条、第 30 条、第 31 条、第 34 条及び第 35 条はこれを適用しない。

## 第 12 章 外国人学生

第 55 条 第 13 条及び第 14 条に定める資格をもち、かつ、外国公館の証明ある外国人に対しては選考の上入学を許可することがある。

第 56 条 外国人学生は、特に規定するもののほかはすべて本学則を準用する。

## 第 13 章 賞 罰

(懲 戒)

第 57 条 この学則及び本学の諸規則にそむき、学生の義務を怠り本分にもとると認められた者は、その軽重に従い、本研究科委員会の議を経て学長がこれを懲戒する。懲戒は本大学の学則の規定を準用する。

〔昭和 44 年 4 月 1 日から昭和 58 年 4 月 1 日までの附則・略〕

附 則

1 この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日に施行する。

2 この学則に定めるもののほか、本大学院学生に関し必要な事項は、本学学則の規定を準用する。

〔昭和 60 年 4 月 1 日から昭和 62 年 4 月 1 日までの附則・略〕

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 37 条については平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 37 条については、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 38 条の規定は平成 13 年度入学の学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の規定は平成 21 年度入学志願者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 24 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 10 月 8 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2019年6月25日から施行する。

附 則

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2025年4月1日から施行する。

別表 1－1 総合薬科学専攻 修士課程

| 授 業 科 目            | 単位数 | <p>総合薬科学専攻修士課程の修得すべき単位数の内訳は、以下の通りである。</p> <p>○ 講義科目：<br/>先端薬学特別講義を1単位以上と、その他の講義7単位以上の合計8単位以上習得すること</p> <p>○ 課題演習：<br/>総合薬科学課題演習（6単位）を修得すること</p> <p>○ 課題研究：<br/>総合薬科学課題研究（16単位）を修得すること</p> <p>合計30単位以上の修得が必要である。</p> |
|--------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 治療薬学領域Ⅰ            | 1   |                                                                                                                                                                                                                     |
| 治療薬学領域Ⅱ            | 1   |                                                                                                                                                                                                                     |
| 医薬品適用学領域           | 1   |                                                                                                                                                                                                                     |
| 病態解析学領域Ⅰ           | 1   |                                                                                                                                                                                                                     |
| 病態解析学領域Ⅱ           | 1   |                                                                                                                                                                                                                     |
| 医薬情報化学領域           | 1   |                                                                                                                                                                                                                     |
| 実践薬学領域及びデータサイエンス領域 | 1   |                                                                                                                                                                                                                     |
| トランスファラブルスキル講習     | 0.5 |                                                                                                                                                                                                                     |
| 先端薬学特別講義Ⅰ          | 1   |                                                                                                                                                                                                                     |
| 先端薬学特別講義Ⅱ          | 0.5 |                                                                                                                                                                                                                     |
| 先端薬学特別講義Ⅲ          | 0.5 |                                                                                                                                                                                                                     |
| アドバンスト特別講義Ⅰ        | 1   |                                                                                                                                                                                                                     |
| アドバンスト特別講義Ⅱ        | 1   |                                                                                                                                                                                                                     |
| 総合薬科学課題演習          | 6   |                                                                                                                                                                                                                     |
| 総合薬科学課題研究          | 16  |                                                                                                                                                                                                                     |

別表 1－2 薬学専攻 博士課程

| 授 業 科 目          |                                                |                    | 単位数 | <p>薬学専攻博士課程の修得すべき単位数の内訳は、以下の通りである。</p> <p>○ 講義科目（4コース共通）：<br/>選択科目から4単位以上を修得すること。ただし、薬学専攻科目から1単位以上を修得すること。</p> <p>【臨床・医療薬学研究コース】<br/>臨床・医療薬学研究（6単位）<br/>薬学特別演習Ⅰ（8単位）<br/>薬学特別研究Ⅰ（12単位）</p> <p>【先進薬学研究コース】<br/>薬学特別演習Ⅱ（10単位）<br/>薬学特別研究Ⅱ（16単位）</p> <p>【がん医療・臨床薬学研究コース】<br/>がん医療・臨床薬学研究（10単位）<br/>薬学特別演習Ⅲ（8単位）<br/>薬学特別研究Ⅲ（8単位）</p> <p>【がん治療実務者研究コース】<br/>がん実務者研究（10単位）<br/>薬学特別演習Ⅲ（8単位）<br/>薬学特別研究Ⅲ（8単位）</p> <p>合計 30 単位以上の修得が必要である。</p> |
|------------------|------------------------------------------------|--------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選<br>択<br>科<br>目 | 薬<br>学<br>専<br>攻<br>科<br>目                     | 治療薬学領域Ⅰ            | 1   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | 治療薬学領域Ⅱ            | 1   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | 医薬品適用学領域           | 1   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | 病態解析学領域Ⅰ           | 1   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | 病態解析学領域Ⅱ           | 1   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | 医薬情報化学領域           | 1   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | 実践薬学領域及びデータサイエンス領域 | 1   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  | コ<br>ー<br>ス<br>別<br>科<br>目<br>（<br>必<br>修<br>） | 先端薬学特別講義Ⅰ          | 0.5 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | 先端薬学特別講義Ⅱ          | 0.5 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | 先端薬学特別講義Ⅲ          | 0.5 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | 先端薬学特別講義Ⅳ          | 0.5 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | アドバンスト特別講義Ⅰ        | 1   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | アドバンスト特別講義Ⅱ        | 1   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | ジョブ型研究インターンシップ     | 3   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | トランスファラブルスキル講習     | 0.5 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  | コ<br>ー<br>ス<br>別<br>科<br>目<br>（<br>必<br>修<br>） | 臨床・医療薬学研究          | 6   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | がん医療・臨床薬学研究        | 10  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | がん実務者研究            | 10  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | 薬学特別演習Ⅰ            | 8   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | 薬学特別演習Ⅱ            | 10  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | 薬学特別演習Ⅲ            | 8   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | 薬学特別研究Ⅰ            | 12  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | 薬学特別研究Ⅱ            | 16  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                  |                                                | 薬学特別研究Ⅲ            | 8   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

別表 1－3 総合薬科学専攻 博士課程（後期）

| 授 業 科 目 |                | 単位数 |
|---------|----------------|-----|
| 選<br>択  | ジョブ型研究インターンシップ | 3   |
|         | トランスファラブルスキル講習 | 0.5 |
| 必<br>修  | 総合薬科学特別演習      | 6   |
|         | 総合薬科学特別研究      | 10  |
|         |                |     |

総合薬科学専攻博士課程（後期）の修得すべき単位数の内訳は、以下の通りである。

○ 特別演習：  
総合薬科学特別演習6単位を修得すること。

○ 特別研究：  
総合薬科学特別研究10単位を修得すること。

合計16単位以上の修得が必要である。